

Title	建築基準法に基づく総合設計制度に関する建築計画学的研究
Author(s)	李, 相浩
Citation	大阪大学, 1989, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/36999
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【7】

氏名・(本籍)	李	相	浩
学位の種類	工	学	博 士
学位記番号	第	8843	号
学位授与の日付	平成元年9月22日		
学位授与の要件	工学研究科 建築工学専攻 学位規則第5条第1項該当		
学位論文題目	建築基準法に基づく総合設計制度に関する建築計画学的研究		
論文審査委員	(主査) 教授 紙野 桂人 (副査) 教授 東 孝光 教授 岡田 光正		

論文内容の要旨

本研究は、市街地環境の整備改善と都心部における土地利用の更新、空間の再編成に対し、建築基準法に基づいて、最も有効かつ一般的であると思われる総合設計制度について、計画誘導としての政策的効果の解明に主眼を置きながら、行政・設計者・施主の各方面からの調査結果を基礎として、総合設計制度の現状と問題点を明らかにし、さらに今後の発展の可能性を探ると同時に、都市における公開空間形成に関して、建築計画学的検討を行っている。

本論文は6章からなる。

第1章 序論

本研究の背景、目的、意義、方法、総合設計制度の概要、諸外国制度との関連並びに既往研究、用語の定義を整理している。

第2章 総合設計制度に基づく公開空間の事例研究

都市における公開空間の事例研究で、予備調査として大阪市内の公開空間の実態調査（写真撮影や観測）により外部空間構成要素を整理している。本調査としては、大阪梅田センタービル内の「公開空地」を対象として利用者と空地回りの店舗側へのヒアリング調査を行い、公開空間に対する人々の認識をまとめている。

第3章 総合設計制度における行政の対応

総合設計制度に関する行政へのヒアリング調査を行い、制度運用上の現状や問題点を検討している。

第4章 総合設計制度における設計者の対応

第3章の行政への調査と平行し、総合設計制度適用事例の設計者に対して聴取調査を行い、制度運用

上の現状や問題点を検討し、今後の制度の発展の方向を分析している。

第5章 総合設計制度における建築主の意識

第3章と第4章における調査の結果を基に、建築主への意識調査を行い、建築主の制度に対する意識を検討している。

第6章 結論

以上の諸結果を通して考察し、総合設計制度の今後の運用において有効と思われる諸条件を抽出して結論としている。

論文審査結果の要旨

大都市中心市街地において、建築物の密集状況が進行し、生活環境の保全に必要な OPEN SPACE (公開空間) が不足する結果、健康性・快適性を阻害する傾向が発生している。それはひいては都市の活力の低下に結びつく。これに対して、建築物の更新機会をとらえて、建築主がその敷地内に一定規模以上の「公開空地」整備を負担する条件の下に、建築基準法上の規制緩和の利益を与え、都市の空間環境改善を導いて行く手法が、総合設計制度である。

本研究は、この制度について、その適用実績が特に高い大阪市を中心として、空間構造・利用構造・行政対応・計画設計・建築主の意識等多面にわたる総合的調査を実施し、その実態を明らかにするとともに、制度の今後のあり方について技術的指摘を行ったもので、その成果は次の通りである。

- (1) 都市における OPEN SPACE の必要性を論じるとともに、当制度の沿革を示し、さらに諸外国制度との比較を行って、制度の位置づけを明らかにしている。
- (2) 大阪市における制度適用事例の「公開空地」を調査し、その空間構造を分析して、物理的成果としての現状把握を行うとともに、利用者への聴取調査によって、空間要求の実態を明らかにしている。
- (3) 行政対応について、大阪市・京都市・神戸市の比較分析を行い、設計者、建築主の計画・設計・経営上の反応を把握して、制度の有効性を明らかにするとともに、今後の運用上の問題点を導いている。
- (4) 以上の諸成果を総合して、制度運用・公開空間設計ならびに維持管理上の技術的留意点を示すとともに、制度発展の可能性と方向について指摘を行っている。

以上のように本論文は、建築基準法に基づく総合設計制度について、都市環境改善に向けての有効な活用を進める上で重要な多くの知見を得ており、建築計画学に寄与する所が大きい。よって本論文は博士論文として価値あるものと認める。